

ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等に関する基本的考え方（案）

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護業務室

本文書の位置づけについて

本文書に述べる基本的な考え方は、国内でのナベヅル、マナヅル（以下、この文書中ではツル類と略す。）の新越冬地形成等の必要性、取組の基本原則、配慮事項など、基本的な事項を示し、関係者の共通認識とし、行動計画の作成・見直し、取組等の実施において参照するものとする。

なお、「新越冬地形成等」とは、出水以外での長期安定的な越冬地の形成・維持とともに、出水を含む日本国内のすべての越冬地での健全な個体群の維持を含む。

1 目的

ナベヅルにおいては世界の生息数の約 9 割、マナヅルにおいては約 5 割が日本に飛来しており【1】、出水が世界最大の越冬地となっている。このことから、これらの種の適切な保全に取り組むことは我が国の責務である。ツル類は、越冬地では、餌場やねぐらに田んぼを利用するなど、人の生活に密接なかかわりがある。出水では過去、個体数の増加に伴い農業被害が深刻となり、休遊地の確保や給餌、防除の対策等によってツルと農業の共存を図ってきた【2】。しかし一方で、このことが一極集中を助長し感染症の発生等による種の絶滅リスクにつながってしまっている。国際自然保護連合（IUCN）のツル類の保全活動の提言においても、一極集中による絶滅リスクの軽減のため、日本での適切な越冬地の数の増加が求められている【1】。

今回、この「ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等に関する基本的考え方」を策定する目的は、これらツル類の国内での健全な越冬個体群を維持することである。そのためには、出水への一極集中の状態を避け、可能な限り給餌等に頼らない自然な状態でツル類が越冬できる環境が、複数箇所、長期安定的に維持されるような取組、すなわち、新越冬地形成等を行う必要がある。

現代の日本において、1 万羽を超えるツル類を健全な状態で越冬させるには、農地を活用することは避けられない。そのため、ツル類をシンボルとした地域の生物多様性、地域振興と結び付けて考えていくことなど、農業者や地域社会がツル類を受け入れられる社会的条件を整えつつ、一極集中によるリスクを軽減することが必要である。

## 2 背景

### (1) 世界の状況

ナベヅル (*Grus monacha*) は、IUCN のレッドリストカテゴリーで、絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。世界の推定個体数は約 11,500 羽(2006)であり、主に、シベリアの南東部から中央部で繁殖している。越冬地は日本、中国、韓国であり、特に鹿児島県出水市では、全体の約 9 割が越冬している。主な絶滅リスクとして、越冬地での環境悪化等が挙げられており、中国や韓国においては、開発等による湿地の消失、農薬汚染、密猟など、日本においては、個体数の集中化による疾病や災害等の発生の懸念が挙げられている【1】。

マナヅル (*Grus vipio*) は、IUCN のレッドリストカテゴリーで、絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。世界の推定個体数は約 5,500~6,500 羽であり、主に、ロシア、モンゴル、中国の国境付近、ロシア、中国のアムール、ウスリー河流域で繁殖している。越冬地は日本、中国、韓国であり、特に出水市では、全体の約 5 割が越冬している。主な絶滅リスクとして、繁殖地、越冬地での環境悪化等が挙げられており、中国、韓国においては、開発等による湿地の消失、干ばつ、家畜放牧、農薬汚染、密猟などが、日本においては、集中化による疾病や災害等の発生の懸念が挙げられている【1】。

### (2) 日本の状況

ツル類は、古来より縁起の良い鳥として人々に親しまれ、江戸時代までに西日本を中心に全国各地に飛来していた。しかし明治初期の乱獲、戦争の影響、さらに生息環境である湿地等の減少が急速に進んだこと等により、ツルの飛来数は激減した。ツル類は、「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として特別天然記念物に指定されている。また、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の国際希少野生動植物種に指定されている。日本以外の越冬地では、開発等の環境破壊が主な減少のリスクとなっているが、日本では、特に出水市での地域住民や自治体等の長年の給餌等の保護の努力により、近年の飛来総数は 1 万羽を超え、安定した飛来が認められている。しかし、一方で、過去には、個体数の増加に伴う農業被害の深刻化があり、休遊地確保や給餌、防除対策等によってツルの保護と農業の共存を図ってきた【2】。また、現在は、過度の一極集中化が進んだことで感染症等による種の絶滅の危険性が指摘されている。

### (3) これまでの新越冬地形成等の取組

出水においては、戦前からツル類の保護の取組が行われてきた。一時期は飛来数が激減したものの、地域住民及び自治体の保護の努力により増加し、1 万羽以上となった。そのため保護の次のステップとして、個体数の集中化による感染症による大量死や、個体数増加による農業被害発生が懸念されるようになり、集中化を解消するために分散(新越冬地形成等)が必要であることが指摘されてきた。そこで、平成 13、14 年度に、環境省、農林水産省、

1 文化庁合同で検討委員会を設置し、ツル類の新越冬地形成等を実現するための  
2 の諸方策を検討した。この時の検討委員会提言として、ナベヅル、マナヅル  
3 合わせて1,000羽程度を受け入れる越冬地を国内で維持することを初期の目  
4 標にすること、ツル類のねぐらや採餌環境などの自然的条件及び地域でのツ  
5 ル類の受け入れ等に関する社会的条件を尺度として、自然的条件と社会的条  
6 件の両方を満たす可能性のある「越冬候補地」として4地域を挙げ、さらに、  
7 自然的条件又は社会的条件のいずれか一方のみを満たす「越冬可能地」の10  
8 数か所について、条件整備を行うことで越冬候補地を増加させていくことと  
9 し、その手法として、ねぐらや採餌場所の自然的環境の整備、地元の受け入  
10 れ態勢などの社会的条件の整備、人為的移動、出水での給餌制限などが挙げ  
11 られた【3】。

12 この提言のあと、環境省では、ツル分散化検討調査業務を実施し、越冬地  
13 形成のための情報交換や検討会、調査等を行ってきた。また、出水市と山口  
14 県周南市の間では、傷病個体の移送、馴化、放鳥が行われてきた。しかし、  
15 出水以外で渡り途中をのぞき1ヶ所に連続10日以上滞在した個体数の合計  
16 は、80～180羽程度（平成17年80羽、平成21年183羽、平均123羽）で  
17 あり、現在のところ、平成14年度の提言の目標値には達していない。

18 そのような中、平成22年度の渡来時期に、全国で高病原性鳥インフルエ  
19 ンザの発生が問題となり、出水でもナベヅル7羽の死亡個体から高病原性鳥  
20 インフルエンザウイルスが検出された。大量死には至らなかったものの、新  
21 越冬地形成等の必要性が再認識され、これを受けて平成23年度、24年度に、  
22 出水市、鹿児島県、九州地方環境事務所において鳥インフルエンザに対する  
23 対策を行うとともに、新越冬地形成等に関するより具体的な議論を開始し、  
24 鳥インフルエンザ対策と新越冬地形成等についての検討会を実施した。

25 しかし、新越冬地形成等の対策は、九州にとどまらず、広域な対応とより  
26 踏み込んだ取組が必要なことから、平成25年度に、計画策定のための検討  
27 会を設置し、平成26年度以降に、具体的な新越冬地形成等を進めるための  
28 行動計画作成のために必要な基本的な考え方（本書）をまとめた。

### 30 3 目標

31 第一段階の目標として、集中化による絶滅リスクの回避が喫緊の課題で  
32 あり、ナベヅルは、世界の個体の約9割が出水で集中して越冬しているこ  
33 とから、まずはナベヅルに対して優先的に取り組み、国内の出水以外の複  
34 数地域で安定的に合計1,000羽以上(成鳥)越冬する(環境省レッドリストの  
35 絶滅危惧種判定の一基準)ことを目標とする。マナヅルについては、出水  
36 での集中の割合は世界の個体の約5割とナベヅルより低いものの、世界の  
37 個体数は、ナベヅルよりも少ないことから、ナベヅルのように具体的な個  
38 体数の設定は行わないものの、出水以外での越冬個体数の増加を目指す。

39 最終的な目標としては、出水以外の国内複数箇所において、出水のよう  
40 な長期安定的な越冬地を形成するとともに、国内でのツル類の健全な個体

1 群の維持を図ること、また、出水においても、餌場、ねぐらへの過度の集  
2 中を緩和し、できる限り給餌に頼らずに生息できる良好な越冬環境を形  
3 成・維持することを目標とする。

#### 4 4 目標達成に向けた基本原則

6 目標達成に向けた計画の作成、取組等の実施は、以下の基本原則に配慮  
7 した上で行う。

##### 8 (1) 国際的視野に立つ

9 ツル類は渡り鳥であることから、保護の取組には、日本以外の越  
10 冬地や繁殖地との情報交換、連携が必要である。特に越冬個体群と  
11 しての同一性があると考えられる韓国での個体数や越冬地の状況に  
12 ついては、情報の共有が重要である。

##### 13 (2) 長期的視野に立つ

14 新越冬地形成等は、短期間で実現できる課題ではないため、長期  
15 的な視野で段階的に根気強い取組が必要となる。また、新たな越冬  
16 地においては、長期継続的な取組が必要なことから、地域の利益に  
17 結び付けていくなど、自発的に取り組んでいける工夫が必要となる。

##### 18 (3) 出水の現状を改善する方策として新たな越冬地を形成する

19 現在の日本の主要な越冬地である出水が、今後も変わらず、越冬  
20 地として最も重要であることから、新たな越冬地に関する対策のみ  
21 に集中せず、出水での対策にも十分な対応を行う。一方、新たな越  
22 冬地においては、出水での長年の知恵を参考にしていく必要がある。

##### 23 (4) 地域の合意形成を進める

24 ツル類は、餌場やねぐらに田んぼを利用するなど、農業と密接な  
25 関わりがある。また、地域住民との日常的かつ多様なかかわりも考  
26 えられることから、様々な関係者（周辺農家、住民、行政等）の理  
27 解・協力（社会的受け入れ態勢の整備）が必要である。新越冬地  
28 では、農業被害や疾病への懸念があることから、関係者の理解を進め  
29 る必要があり、事実や対処手法等の情報共有が重要である。また、  
30 出水での取組に際しては、保護の努力を行ってきた地域住民に理解  
31 を得ていく必要がある。

##### 32 (5) 地域振興や地域の生物多様性保全活動推進に活用する

33 ツル類は昔から縁起の良い鳥として人々に親しまれてきたことか  
34 ら、地域のシンボル又は指標として、新越冬地形成等の取組を地域  
35 の振興等へつなげることにより、長期的な共存策を探る必要がある。  
36 また、ツル類は、大型で人々を引きつけること、越冬期落ち穂等の  
37 植物質を中心として、昆虫などの動物性食物も採食する雑食性であ  
38 ることから、ツル類を地域の生物多様性の象徴種（フラグシップ種）  
39 として位置づけることが可能である。このため、ツル類の飛来地を  
40 ツル類が越冬地として選んだ場所としてとらえ、地域の住民による

1 生物多様性保全活動の推進を図る。

2 **(6) 順応的管理を行う**

3 新越冬地形成等を進めるにあたっては、不明な点が多々存在して  
4 いる。このため、必要に応じて新たな手段や方法を検討・適用し、  
5 データを収集することにより、知見を蓄積し、対策にフィードバック  
6 していく必要がある。例えば、餌場やねぐらの条件の変更、人為  
7 的な移入の検討、生息域外保全の可能性の検討などが考えられる。  
8 これらの対策を試験的に行い、その結果を対策の見直しに活用する  
9 ことが求められる。必要な取組を進めるにあたっては、動物福祉に  
10 対する配慮を原則とし、また種の保全を最優先するという共通認識  
11 を持つことが重要である。また、少数飛来地についても重要な候補  
12 地として積極的に取り組む必要がある。

13 **(7) 基礎的な情報を収集する**

14 国内での健全な越冬個体群の維持のためには、ツル類の生態や個  
15 体群動態、健康状態等の基礎的な情報が不可欠である。保護の歴史  
16 は長いが、これらの科学的な情報が不足していることから継続的な  
17 情報の収集が必要である。例えば、鳥類は成熟後の年齢が不明とな  
18 ることから、目視だけでなく、標識調査などを長期継続的に実施し  
19 ていく必要がある。

20  
21 **5 引用文献**

22 **【1】 IUCN Red List of Threatened Species. Version 2012**

23 **【2】 出水郷土誌（下巻）発行：出水市、編集：出水市郷土誌編集委員会**  
24 **（平成16年）**

25 **【3】 出水・高尾野地域におけるツル類の西日本地域への分散を図るため**  
26 **の農地整備等による越冬地整備計画調査検討委員会提言（平成14年**  
27 **度）**

28